

平成27年度

市町村職員の給与・定員管理
・勤務条件等の状況



平成27年12月

高知県総務部市町村振興課

担当：行政担当	太田
（給与）	土居
（定員管理・勤務条件）	中野
（福利厚生）	青木
電話：088-823-9313	

目 次

I	給与の状況		
	はじめに	．．．	P 1
	1 給与水準について	．．．	P 2
	2 給料表について	．．．	P 6
	3 技能労務職給料表について	．．．	P 9
	4 勤務成績の評定について	．．．	P 11
	5 諸手当について	．．．	P 13
	※平成27年地方公務員給与実態調査		
II	定員管理の状況		
	1 職員数の推移	．．．	P 14
	2 部門別職員数の状況	．．．	P 15
	3 定員管理計画の策定状況	．．．	P 15
	※平成27年地方公共団体定員管理調査		
III	勤務条件の状況		
	1 勤務時間の状況	．．．	P 17
	2 年次有給休暇の取得状況	．．．	P 17
	3 病気休暇制度の内容	．．．	P 17
	4 特別休暇の状況	．．．	P 19
	5 介護休暇の取得状況	．．．	P 20
	6 育児休業・部分休業・育児短時間勤務の取得状況	．．．	P 21
	※平成27年度勤務条件等に関する調査		
IV	福利厚生事業の状況	．．．	P 23
	※平成27年度福利厚生事業調査		

基 準 日

この資料の基準日は、特に表記のない限り平成27年4月1日現在となっています。

I 給与の状況

はじめに

◇地方公務員の給与決定等に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与の決定にあたっては、地方公務員法（以下「地公法」という。）などにその基本となる原則が規定されており、大別して「給与決定に関する原則」と「地方公務員制度全般に通ずる原則」とがあります。

※「給与」とは……

基本給である給料とは別に通勤手当や時間外勤務手当など各種手当を含めたものを「給与」と呼んでおり、給与月額は給料月額より高くなります。

(1) 給与決定に関する原則

ア **給与条例主義**（地方自治法第204条第3項、第204条の2、地公法第24条第6項、第25条第1項）

「給与は、条例で定めなければならず、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと支給されます。

イ **職務給の原則**（地公法第24条第1項）

「給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされており、係長や課長といったように責任が重くなるほど、給与が高くなります。

ウ **均衡の原則**（地公法第24条第3項）

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、民間給与の実態調査をもとに行われる人事院勧告及び人事委員会勧告がベースとなって定められています。

(2) 地方公務員制度全般に通ずる原則

ア **平等取扱いの原則**（地公法第13条）

「地方公務員法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、昇給や昇格など給与を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

イ **情勢適応の原則**（地公法第14条）

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、随時、適切な措置を講ずる義務がある」とされており、人事院勧告及び人事委員会勧告がベースとなって改正などを行うことです。

このような原則を踏まえたうえで、市町村においては条例・規則に基づいた給与決定を行うことが必要です。

1 給与水準について

市町村における適正な給与水準は、国・県の給与水準、その市町村の組織の規模や財政状況及び民間の賃金等を考慮して、適正であるかどうかを判断して決定するものですが、少なくとも住民の理解が得られるものでなければなりません。

給料月額、各種手当及び給与水準などについては、毎年、住民に分かりやすい形で公表するなど、各市町村において積極的な情報公開により住民の方々の理解を得るための取組が求められています。

(1) 職員の平均給料月額及び年齢

一般行政職の平均給料月額は310,677円となっており、昨年と比べ低く（▲1,655円）なっています。また、平均年齢は41.6歳となっており、昨年と比べ若干低く（▲0.2歳）なっています。

【表（P3）の見方】

○「全職種」とは……

一般行政職、看護・保健職、消防職、企業職、技能労務職、高校教育職、小中（幼稚園）教育職、臨時職など全ての職種です。

○「一般職員」とは……

全職種から教育公務員と臨時職員を除いた職種です。

職員数及び平均給料月額状況

(H27.4.1現在)

市町村	総職員数			職員区分別				全職種合計 平均給料 月額	一般職員 合計平均 給料月額	一般行政職	
	平成 27年	平成 26年	増減	一般職員		教育 公務員	臨時 職員			平均給料 月額	平均年齢
				うち技能 労務職員							
高知市	人 2,758	人 2,710	人 ▲48	人 2,667	人 270	人 91	人 0	円 320,000	円 317,800	円 326,400	歳 42.3
室戸市	241	246	▲5	241	5	0	0	283,600	283,600	286,600	38.4
安芸市	276	274	2	276	26	0	0	302,000	302,000	300,900	40.6
南国市	414	417	▲3	402	29	12	0	309,500	308,400	306,300	40.8
土佐市	512	522	▲10	512	43	0	0	302,400	302,400	299,500	39.9
須崎市	273	276	▲3	273	14	0	0	312,400	312,400	309,000	42.0
宿毛市	309	307	2	309	38	0	0	294,400	294,400	285,900	38.8
土佐清水市	291	293	▲2	291	42	0	0	303,000	303,000	304,900	41.6
四万十市	590	596	▲6	576	46	0	14	321,000	321,400	311,200	41.6
香南市	409	407	2	384	12	25	0	312,800	313,900	331,600	44.1
香美市	387	388	▲1	387	13	0	0	302,100	302,100	310,000	42.1
市計	6,460	6,436	24	6,318	538	128	14	311,972	311,029	314,911	41.7
東洋町	57	57	0	57	4	0	0	311,500	311,500	304,200	42.0
奈半利町	56	55	1	51	4	5	0	302,300	299,700	295,600	40.7
田野町	44	46	▲2	39	0	5	0	266,200	270,000	266,600	36.4
安田町	54	55	▲1	51	3	3	0	289,400	292,000	295,400	40.4
北川村	40	40	0	40	2	0	0	294,400	294,400	294,400	39.9
馬路村	45	44	1	45	0	0	0	296,600	296,600	293,200	38.9
芸西村	59	58	1	55	0	4	0	293,800	292,300	297,900	40.1
本山町	180	178	2	180	7	0	0	314,500	314,500	322,300	42.5
大豊町	97	98	▲1	97	1	0	0	298,300	298,300	305,400	44.3
土佐町	83	85	▲2	83	3	0	0	309,200	309,200	307,200	40.7
大川村	21	21	0	21	0	0	0	266,800	266,800	285,500	39.0
いの町	465	469	▲4	454	31	11	0	301,700	300,500	302,800	40.8
仁淀川町	158	159	▲1	158	4	0	0	309,600	309,600	314,700	43.8
中土佐町	137	135	2	137	5	0	0	303,700	303,700	301,900	40.3
佐川町	229	227	2	229	11	0	0	296,000	296,000	295,700	42.7
越知町	112	110	2	108	11	4	0	319,200	320,800	324,100	43.6
梶原町	113	108	5	106	0	5	2	271,800	270,500	262,500	36.9
日高村	65	64	1	65	0	0	0	303,700	303,700	307,200	42.3
津野町	113	111	2	101	0	12	0	303,400	304,900	305,900	42.3
四万十町	298	296	2	295	0	3	0	310,900	310,600	307,500	42.7
大月町	168	161	7	168	27	0	0	302,000	302,000	295,900	40.5
三原村	44	44	0	44	3	0	0	283,900	283,900	287,000	41.4
黒潮町	190	194	▲4	190	21	0	0	309,900	309,900	301,800	41.0
町村計	2,828	2,815	13	2,774	137	52	2	302,404	302,379	302,365	41.5
県計	9,288	9,251	37	9,092	675	180	16	309,060	308,390	310,677	41.6

※臨時職員とは、勤務時間が他の一般職員と同様に定められている職員で、勤務した日が18日以上ある月が12月（1年）を超える職員です。

※各団体の職員数は、教育長を除く人数です。

※平均年齢は、10進法で算出しています。

(2) ラスパイレス指数の状況

市町村間の給与水準を比較する主な方法として、ラスパイレス指数が使われています。

平成27年4月1日現在における県内市町村のラスパイレス指数は、市においては、高知市が100.0と国と同じで、その他の市は100を下回っており、県内の市の平均値は97.9となっています。また町村においては、全ての団体のラスパイレス指数が100を下回っており、町村の平均値は95.0となっています。

ラスパイレス指数が100を上回る団体はなくなりましたが、高知県のラスパイレス指数(98.2)を3団体(高知市100.0、土佐町98.6、本山町98.5)が上回っています。

※「ラスパイレス方式」とは……

職種、学歴、経験年数などによる職員構成の給与上の差を考慮して、給与水準の高低を見る方式です。

今回、国を基準とした場合の指数で比較していますので、国と同じ水準であれば100で、国より高い場合は100を超え、低ければ100未満となります。

一般的に小規模な市町村の給与水準については、その組織規模も小さく、国のように部長や局長といった役職がないことから、国に準じた給与制度、運用を行ったとしても、ラスパイレス指数は100を下回る傾向にあります。

区分		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
高知県	市計	95.0	96.6	96.7	97.8	97.1	97.9	98.0 (106.0)	98.2 (106.3)	98.2	97.9
	町村計	91.4	91.9	92.5	93.4	94.4	94.4	94.7 (102.5)	94.5 (102.3)	95.1	95.0
	県計	93.8	95.0	95.3	96.4	96.2	96.8	97.0 (104.9)	97.1 (105.0)	97.2	97.0
全国	市計	97.4	97.9	98.3	98.4	98.8	98.8	98.8 (106.9)	98.5 (106.6)	98.6	98.7
	町村計	93.5	93.9	94.2	94.6	95.1	95.3	95.5 (103.3)	95.4 (103.2)	95.6	95.8

※H24、H25上段の数値は国家公務員における給与減額措置の影響を加味しない数値、()内は同措置の影響を加味した数値

給与水準について（ラスパイレス指数）

	H26.4.1	H27.4.1	対前年比
高知市	100.4	100.0	△ 0.4
室戸市	96.7	98.2	1.5
安芸市	95.2	94.8	△ 0.4
南国市	97.9	97.4	△ 0.5
土佐市	97.8	96.9	△ 0.9
須崎市	97.5	96.3	△ 1.2
宿毛市	97.9	97.0	△ 0.9
土佐清水市	96.8	96.2	△ 0.6
四万十市	97.8	97.5	△ 0.3
香南市	96.8	96.1	△ 0.7
香美市	94.9	94.9	0.0
市 計	98.2	97.9	△ 0.3
東洋町	97.2	96.1	△ 1.1
奈半利町	95.4	96.1	0.7
田野町	95.4	95.1	△ 0.3
安田町	95.5	92.8	△ 2.7
北川村	95.9	95.6	△ 0.3
馬路村	96.9	95.7	△ 1.2
芸西村	94.1	95.7	1.6
本山町	97.7	98.5	0.8
大豊町	91.3	90.0	△ 1.3
土佐町	97.7	98.6	0.9
大川村	93.5	96.0	2.5
いの町	96.8	96.8	0.0
仁淀川町	94.5	94.4	△ 0.1
中土佐町	97.7	98.0	0.3
佐川町	91.6	90.9	△ 0.7
越知町	96.9	97.6	0.7
橋原町	95.1	93.5	△ 1.6
日高村	95.9	94.1	△ 1.8
津野町	93.8	94.6	0.8
四万十町	93.7	93.8	0.1
大月町	96.0	97.0	1.0
三原村	93.9	94.1	0.2
黒潮町	95.2	94.1	△ 1.1
町 村 計	95.1	95.0	△ 0.1
県 計	97.2	97.0	△ 0.2
全国市計	98.6	98.7	0.1
全国町村計	95.6	95.8	0.2

(3) 高齢層職員の給与

地方公務員の給与は、均衡の原則により生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされており、民間給与の実態調査をもとに行われる人事院勧告及び人事委員会勧告をもとに、給与水準を決定しています。

年代別に民間給与と比較した際、民間給与水準は50歳台前半を任用、能力のピークとする事業所が多く、50歳台後半層で急激に落ち込むところ、公務員給与水準は定年まで上昇し続け、50歳台後半層で民間給与が上回る状況があったため、平成24年度に人事院から、50歳台後半における公務員の給与水準の上昇を抑制するため、50歳台後半職員等高位の給料号給を受けている職員が、昇格した場合の給料月額を増加額を縮減する昇格時号給対応表の改正、及び55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給しないとする昇給制度改正が勧告されました。

国家公務員と同様の改正を行っている市町村は、昇格については30団体（高知市、土佐市、香南市、大川村以外）、昇給については31団体（高知市、土佐市、香南市以外）です。

2 給料表について（一般行政職の場合）

給料表の設定にあたっては、国の給料表の構造を基本にした上で、地域の民間給与水準も考慮して定めるべきとされています。

県内においては、全ての市町村で国に準じた構造の給料表となっており、その水準については、国の人事院勧告又は県の人事委員会勧告のどちらかに準じたものとなっております。

また、市町村職員の給料表は、条例で定められており、職務の内容と責任の度合いに応じた数の級を設けることとされています。

県内の市町村の給料表の級数については「給料表について（一般行政職の場合）」のとおりに、高知市は8級、その他の市町村は6級まで設定されています。

職務給の原則により、給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないとされ、平成28年4月1日に施行される地方公務員及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により、等級別基準職務表を給与に関する条例で定め、等級及び職制上の段階ごとの職員の数を毎年公表することとされ、各等級への格付けの運用について、住民の方々の理解を得るための取組が求められています。

格付けの運用結果のうち、上位級の職員構成については「級別職員構成の状況」のとおりです。

給料表について（一般行政職の場合）

（H27.4.1現在）

区 分	級数		給料表の構造		給料表の水準		
	6級	8級	国と 同じ	国と 異なる	県人勸 と同じ	国と 同じ	国の H26水準
高知市		○	○				○
室戸市	○		○		○		
安芸市	○		○		○		
南国市	○		○		○		
土佐市	○		○			○	
須崎市	○		○			○	
宿毛市	○		○			○	
土佐清水市	○		○			○	
四万十市	○		○		○		
香南市	○		○		○		
香美市	○		○		○		
市 計	10	1	11	0	6	4	1
東洋町	○		○		○		
奈半利町	○		○		○		
田野町	○		○		○		
安田町	○		○		○		
北川村	○		○		○		
馬路村	○		○		○		
芸西村	○		○		○		
本山町	○		○		○		
大豊町	○		○			○	
土佐町	○		○		○		
大川村	○		○		○		
いの町	○		○		○		
仁淀川町	○		○			○	
中土佐町	○		○		○		
佐川町	○		○		○		
越知町	○		○		○		
橋原町	○		○		○		
日高村	○		○			○	
津野町	○		○		○		
四万十町	○		○		○		
大月町	○		○		○		
三原村	○		○			○	
黒潮町	○		○			○	
町 村 計	23	0	23	0	18	5	0
市町村計	33	1	34	0	24	9	1

級別職員構成の状況

(単位：人)

	職員数 合計	うち4級以上職員		うち5級以上職員	
			構成比(%)		構成比(%)
高知市	1,325	729	55.0	403	30.4
室戸市	136	67	49.3	39	28.7
安芸市	137	62	45.3	38	27.7
南国市	202	119	58.9	39	19.3
土佐市	144	79	54.9	58	40.3
須崎市	191	116	60.7	38	19.9
宿毛市	158	83	52.5	49	31.0
土佐清水市	141	94	66.7	41	29.1
四万十市	260	167	64.2	65	25.0
香南市	210	136	64.8	58	27.6
香美市	212	84	39.6	53	25.0
市計	3,116	1,736	55.7	881	28.3
東洋町	36	20	55.6	10	27.8
奈半利町	36	21	58.3	14	38.9
田野町	31	11	35.5	6	19.4
安田町	37	16	43.2	11	29.7
北川村	30	15	50.0	9	30.0
馬路村	31	15	48.4	7	22.6
芸西村	42	18	42.9	12	28.6
本山町	72	52	72.2	17	23.6
大豊町	78	26	33.3	14	17.9
土佐町	55	33	60.0	15	27.3
大川村	17	10	58.8	9	52.9
いの町	165	69	41.8	43	26.1
仁淀川町	118	68	57.6	28	23.7
中土佐町	95	53	55.8	24	25.3
佐川町	87	34	39.1	20	23.0
越知町	68	44	64.7	25	36.8
橋原町	59	17	28.8	13	22.0
日高村	56	33	58.9	15	26.8
津野町	73	32	43.8	21	28.8
四万十町	198	114	57.6	50	25.3
大月町	70	39	55.7	26	37.1
三原村	31	15	48.4	6	19.4
黒潮町	114	58	50.9	29	25.4
町村計	1,599	813	50.8	424	26.5
県計	4,715	2,549	54.1	1,305	27.7

3 技能労務職給料表について

国では、守衛、用務員、自動車運転手等の技能労務職員については、その職務に応じた給与の支給を行うという観点から、一般の事務等を行う職員（行政職）の行政職俸給表（一）とは別に、行政職俸給表（二）を定め、これにより給与を支給しています。

市町村において技能労務職員の従事する職種は、一般的に国の行政職俸給表（二）対象職種と同じ職種に属する者が多く、また、その職種内容も国家公務員と類似していることから、行政職俸給表（二）を基準とした給料表を用いることが適当と考えられています。

県内の市町村において技能労務職員がいる団体は26団体で、人数は、675人（昨年715人 ▲40人）と減少傾向にあります。

技能労務職員がいる団体のうち、行政職給料表とは別に技能労務職給料表を定めているのは、6市15町村となっています。そのうち、国の行政職俸給表（二）に準じた給料表を定めているのは、5市14町村となっています。

県内の市町村の技能労務職員と国の行政職俸給表（二）を適用されている職員との給料水準をラスパイレス指数を使用し比較してみると、県全体で115.4（昨年116.9 ▲1.5）となっており、昨年よりも若干低くなっているものの、依然国の給料水準を上回っています。

技能労務職員の給料については、国の行政職俸給表（二）を適用されている職員との均衡に留意するほか、地域の民間の同種の職種に従事する人と給料水準を比較したときの均衡についても留意する必要があると考えられます。

技能労務職員等の給与等については、総務省から、「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」（平成19年7月6日付け総行給第61号、総財公第97号）において、平成19年度中に取組方針を策定し、公表することを要請されておりますが、全団体とも策定済みです。

技能労務職給料表の状況

(H27.4.1現在)

市町村名	技能 労務職 職員数 (単位:人)	給料表の構造				【参考】 ラスパイ レス指数	取組方針 策定状況 (27.4.1)	備考
		国公行 (二) 準拠	独自	国公行 (一) 準拠	無 (行政職 給料表 適用)			
高知市	270	○				124.7	○	
室戸市	5	○				111.1	○	
安芸市	26	○			◎	117.3	○	新採職員は国公行(二)(25.4~)
南国市	29	○			◎	124.7	○	新採職員は国公行(二)(24.4~)
土佐市	43				○	113.3	○	
須崎市	14				○	120.1	○	
宿毛市	38				○	120.0	○	
土佐清水市	42				○	117.7	○	
四万十市	46				○	122.5	○	
香南市	12			○		112.5	○	
香美市	13	○			◎	109.3	○	新採職員は国公行(二)(25.4~)
市計	538	5	0	1	5	119.3	11	
東洋町	4	○				112.6	○	
奈半利町	4	○				104.6	○	
田野町	0	/	/	/	/	/	/	
安田町	3	○				99.8	○	
北川村	2	○				*	○	
馬路村	0	/	/	/	/	/	/	
芸西村	0	/	/	/	/	/	/	
本山町	7	○				88.8	○	
大豊町	1	○	◎			*	○	新採職員は国公行(二)(24.4~)
土佐町	3	○				120.7	○	国公行(二)(25.4~)
大川村	0	/	/	/	/	/	/	
いの町	31	○			◎	105.8	○	病院事業は国公行(二)
仁淀川町	4	○				99.7	○	
中土佐町	5	○				118.5	○	
佐川町	11	○			◎	99.1	○	病院事業は行(一)
越知町	11		○			98.0	○	
梶原町	0	/	/	/	/	/	/	
日高村	0	/	/	/	/	/	/	
津野町	0	/	/	/	/	/	/	
四万十町	0	/	/	/	/	/	/	
大月町	27	○				113.0	○	
三原村	3	○				80.1	○	
黒潮町	21	○				119.9	○	
町村計	137	14	1	0	0	108.1	15	
県計	675	19	1	1	5	115.4	26	

※◎は給料表の併用のため、合計数値にはカウントしていません。

(注) 職員数が1名又は2名の場合は、個人情報保護の観点からラスパイレソ指数の欄は「*」としています。

(注) 経過措置が存在するなど、複数の基準が適用される団体においては、一方を○、他方を◎としています。

4 勤務成績の評定について

勤務成績の評定は、地方公務員法第40条において、定期的に行い、その評定に応じた措置を講じることが求められており、また、勤務結果に応じた適切な処遇を行うことにより、職員の勤務意欲を向上させ、公務能率を増進させるうえでもその実施が必要です。

県内の市町村において勤務評定を実施している団体は、平成26年度で21団体、実施率は61.8%となっております。

県内の市町村別の一覧は、「勤務成績の評定の実施状況」のとおりです。

なお、平成28年4月1日に施行される地方公務員及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図る観点から、全ての地方公共団体において人事評価を実施し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用とすることとされています。

そのため、人事評価の実施のみならず、人事評価結果を人事管理の基礎として活用し、昇給や勤勉手当等へ反映していくことが求められています。

勤務成績の評定の実施状況

団体名	平成25年度											平成26年度													
	実施	内容			活用方法					試行中	未実施	実施	内容			活用方法					試行中	未実施			
		能力評価	目標管理評価	成果・実績評価	昇任・昇格	配置転換	降任・免職	人材育成	昇給				勤勉手当	能力評価	目標管理評価	成果・実績評価	昇任・昇格	配置転換	降任・免職	人材育成			昇給	勤勉手当	
高知市	○	○	○	○		○		○	○	○			○	○	○	○		○		○	○	○			
室戸市	○	○			○	○		○	○	○			○	○	○	○				○	○	○			
安芸市	○	○	○	○		○		○					○	○	○	○		○		○					
南国市	○	○	○	○					○				○	○	○	○					○				
土佐市											○												○		
須崎市											○												○		
宿毛市												○												○	
土佐清水市											○												○		
四万十市												○												○	
香南市											○												○		
香美市	○	○	○	○		○		○					○	○	○	○		○		○					
市計	5	5	4	4	1	4	0	5	2	2	4	2	5	5	5	5	0	3	0	5	2	2	4	2	
東洋町	○	○			○	○		○		○			○	○		○	○					○			
奈半利町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
田野町	○	○		○						○			○	○		○						○			
安田町	○	○		○	○			○		○			○	○		○	○	○	○	○	○	○			
北川村											○		○	○	○	○					○	○			
馬路村											○												○		
芸西村	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○					○	○	○		
本山町												○												○	
大豊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
土佐町	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○			○	○		○	○	○			
大川村											○												○		
いの町	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○			○	○	○			
仁淀川町	○	○	○	○		○		○															○		
中土佐町	○	○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○			
佐川町	○	○		○	○			○	○	○			○	○		○	○			○	○	○			
越知町	○	○		○		○		○					○	○		○				○					
橋原町	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○			
日高村	○	○	○	○				○					○	○	○	○					○				
津野町	○	○	○	○		○		○					○	○	○	○	○	○		○					
四万十町											○												○		
大月町											○												○		
三原村												○												○	
黒潮町	○	○		○	○		○	○		○			○	○		○	○		○		○				
町村計	16	16	8	14	11	10	5	15	8	12	5	2	16	16	8	15	11	9	2	14	10	12	5	2	
県計	21	21	12	18	12	14	5	20	10	14	9	4	21	21	13	20	11	12	2	19	12	14	9	4	

※用語説明

- ①「能力評価」…期待され、求められる職務遂行能力について、どの程度発揮できたかを能力基準に照らして評価すること
- ②「目標管理評価」…あらかじめ設定した業務目標をどれだけ達成したかを評価すること
- ③「成果・業績評価」…仕事の成果・実績を評価項目として設定し評価すること

5 諸手当について

市町村職員の各種手当については、地方自治法第204条により種類が定められており、額・支給方法については、条例で定めなければならないとされています。

市町村で支給されている手当には、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、退職手当などがあります。

(1) 通勤手当

交通機関等を利用して通勤する職員に支給される手当で、実際の運賃等の負担に応じた額が支給されます。

県内では、全ての市町村が制度を設けていますが、自家用車使用者に対し、使用距離区分や支給額において、国と異なる取扱いがなされている団体も見受けられます。

(2) 特殊勤務手当

著しく危険な勤務や特殊な勤務など、その勤務の特殊性に応じて支給される手当で、勤務の種類により月、日、時間又は回数を単位として定額で支給されます。

県内では、6市町村（須崎市・奈半利町・北川村・中土佐町・越知町・津野町）を除く28市町村が制度を設けています。

特殊勤務手当の支給については、制度の趣旨に合致していることに加え、その必要性や妥当性の説明が求められることから、その手当が適切なものかどうかを検証し、適切な見直しや是正を行うことが必要です。

なお、検証にあたっては、妥当性の有無、他の手当又は給料で措置される勤務内容に対して重複していないかどうか、勤務の実態から考えて支給方法が適切であるか、などの視点から制度の趣旨に合致するかどうかを総合的に判断することとなります。

(3) 管理職手当

管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、職務及び職責の特殊性に基づき支給される手当です。

平成18年度以前は、給料表別・職務の級別の区分に応じた定められた支給割合を給料月額に乗じた額で支給されていましたが、同じ役職の職員間に経験年数の差により手当額に大きな差が生じていたこと、民間企業では基本給とは別の定額とされていたことから、見直しが順次行われ、給料表別・職務の級別の区分に応じた定額（香南市を除く）が支給されます。

(4) 期末・勤勉手当

民間における賞与等（いわゆるボーナス）の特別給に相当する手当として1年を2回に分け職員に支給される手当です。

期末手当は、給料月額等（支給基礎額）に定めた支給割合を乗じて得た額が支給されます。また、勤勉手当は、給料月額等にその職員の勤務成績に応じて決められる割合（成績率）を乗じて得た額が支給されます。

期末手当：給料月額等 × 支給割合 × 在職期間別割合

勤勉手当：給料月額等 × 期間率 × 成績率

勤勉手当については、民間の賞与等のうちの成績査定分に相当する給与であることから、職員の勤務成績及び勤務の状況に応じた支給となるよう、制度の趣旨に則った運用が求められます。

平成26年度の勤勉手当について、勤務成績に応じた成績率を適用している団体は14団体、勤務成績によらず一律に支給率を適用している団体は20団体となっています。

II 定員管理の状況

注：職員数については、平成27年の定員管理調査から教育長を含まない数となったため、平成26年以前の職員数も同様に教育長を含まない数に修正しています。

県内の市町村においては、『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）に基づき、平成17年4月1日から平成22年4月1日までの定員削減目標を掲げた「集中改革プラン」を策定し、定員の純減に取り組んできました。

集中改革プランの期間終了後も、各団体において、地域の実情に応じ、必要な行政サービスを確実かつ効率的に実施していくため、定員管理計画を策定するなど、自主的かつ適正な定員管理に取り組んでいます。

1 職員数の推移

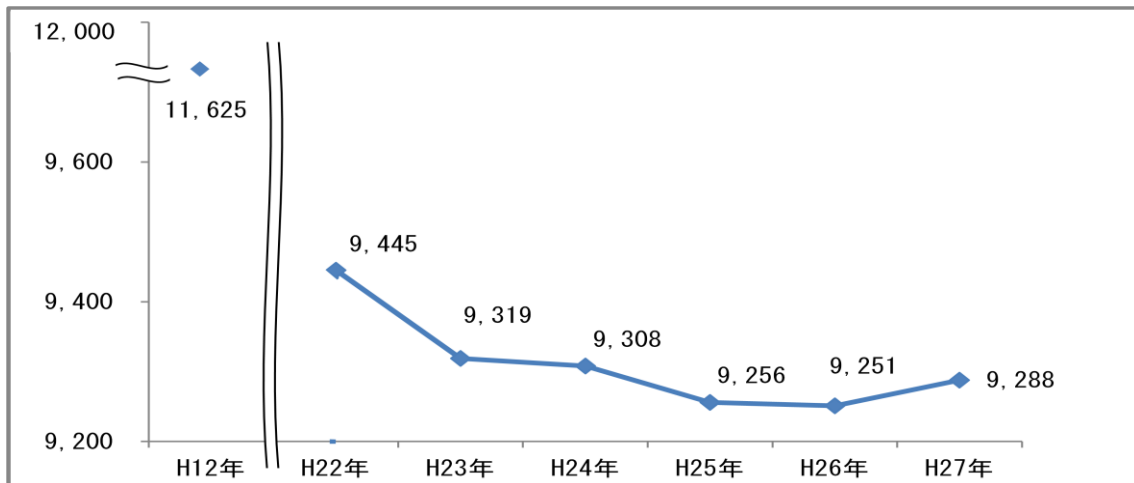
県内の市町村職員数は、9,288人で、前年と比べて37人（0.4%）増加となり、平成13年から平成26年にかけて14年連続減少していましたが、15年ぶりの増加に転じています。主な増加理由としては、次の2点があります。

第1点は、高知市において定員管理計画に基づく必要職員数が不足しているため職員補充を行ったことにより、前年と比べて48人増加しています。

第2点は、特定部門における職員数の増加です。地方創生への対応等として企画開発部門において12人、南海トラフ地震対策の充実として防災部門において8人、東部博、奥四万十博実施に向けた体制充実等として観光部門において8人それぞれ前年度より増加しています。

なお、平成に入り最多であった平成12年の県内市町村の職員数と比べて2,337人（▲20.1%）減少しています。

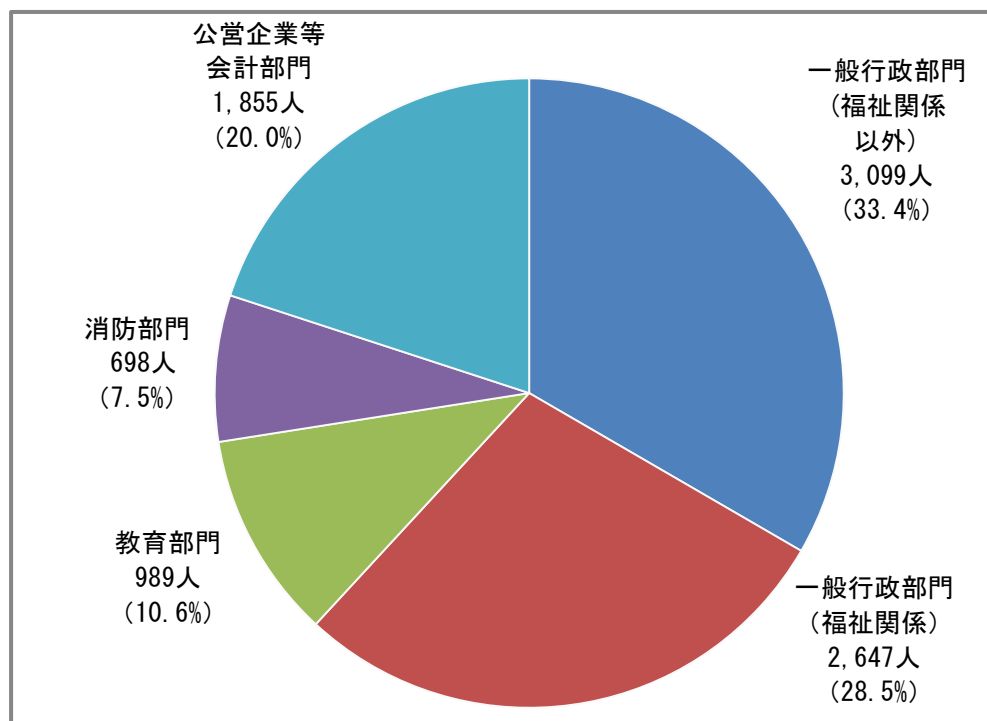
県内の市町村職員数の推移（各年4月1日現在）



部門	年	H12年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H27-H26		H27-H12	
									増減数	増減率	増減数	増減率
一般行政 (福祉関係以外)		3,754	3,053	3,021	3,051	3,072	3,087	3,099	12	0.4	▲655	▲17.4
一般行政 (福祉関係)		3,931	2,734	2,692	2,656	2,626	2,638	2,647	9	0.3	▲1,284	▲32.7
教育		1,457	1,076	1,052	1,038	993	980	989	9	0.9	▲468	▲32.1
消防		562	693	696	693	698	686	698	12	1.7	136	24.2
公営企業等会計		1,921	1,889	1,858	1,870	1,867	1,860	1,855	▲5	▲0.3	▲66	▲3.4
合計		11,625	9,445	9,319	9,308	9,256	9,251	9,288	37	0.4	▲2,337	▲20.1

2 部門別職員数の状況

県内の市町村の職員数を行政分野別にみると、一般行政部門（福祉関係以外）が3,099人（構成比33.4%）、一般行政部門（福祉関係）が2,647人（同28.5%）、教育部門が989人（同10.6%）、消防部門が698人（同7.5%）、公営企業等会計部門が1,855人（同20.0%）となっています。



県内の市町村別の一覧は、次ページの「市町村別部門別職員数の状況」のとおりです。

【部門について】

- 「一般行政部門」とは……
議会事務局、総務・企画、税務、民生、衛生、労働、農林水産、商工、土木の各部門（教育を除く各種行政委員会を含む。）の総称です。
- 「一般行政部門（福祉関係）」とは……
一般行政部門のうち、民生、衛生部門をいいます。
- 「公営企業等会計部門」とは……
病院、水道、下水道、交通、その他（国保事業、収益事業、介護保険事業等）の各部門の総称です。

3 定員管理計画の策定状況

県内の14市町村が定員管理計画を策定し、主体的、計画的に適正な定員管理の推進に取り組んでいます。

（定員管理計画を策定している市町村）

高知市、室戸市、須崎市、東洋町、奈半利町、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、中土佐町、越知町、日高村、四万十町

市町村別部門別職員数の状況

平成27年4月1日現在(単位:人)

区分 団体名	H27. 4. 1職員数						対26年 増減数	H26. 4. 1 職員数	定員管理 計画 策定済
	一般行政部門		教 育 部 門	消 防 部 門	公 営 企 業 等 会 計 部 門	合 計			
	福祉関係 以外	福祉関係							
高知市	785	896	336	367	374	2,758	48	2,710	○
室戸市	96	61	16	49	19	241	▲ 5	246	○
安芸市	101	89	24	38	24	276	2	274	
南国市	139	124	53	63	35	414	▲ 3	417	
土佐市	108	106	27	46	225	512	▲ 10	522	
須崎市	121	75	36	0	41	273	▲ 3	276	○
宿毛市	105	113	23	0	68	309	2	307	
土佐清水市	98	82	10	35	66	291	▲ 2	293	
四万十市	169	191	45	0	185	590	▲ 6	596	
香南市	138	120	72	44	35	409	2	407	
香美市	140	120	42	56	29	387	▲ 1	388	
市 計	2,000	1,977	684	698	1,101	6,460	24	6,436	3
東洋町	24	19	6	0	8	57	0	57	○
奈半利町	22	19	11	0	4	56	1	55	○
田野町	19	12	10	0	3	44	▲ 2	46	
安田町	25	17	9	0	3	54	▲ 1	55	
北川村	22	12	5	0	1	40	0	40	
馬路村	19	21	3	0	2	45	1	44	
芸西村	25	17	10	0	7	59	1	58	○
本山町	43	24	6	0	107	180	2	178	○
大豊町	50	27	9	0	11	97	▲ 1	98	○
土佐町	42	31	5	0	5	83	▲ 2	85	○
大川村	13	4	3	0	1	21	0	21	○
いの町	113	87	49	0	216	465	▲ 4	469	
仁淀川町	83	25	15	0	35	158	▲ 1	159	
中土佐町	68	44	10	0	15	137	2	135	○
佐川町	70	25	17	0	117	229	2	227	
越知町	51	30	21	0	10	112	2	110	○
梶原町	39	23	11	0	40	113	5	108	
日高村	37	12	11	0	5	65	1	64	○
津野町	42	28	24	0	19	113	2	111	
四万十町	133	79	32	0	54	298	2	296	○
大月町	49	41	11	0	67	168	7	161	
三原村	22	11	5	0	6	44	0	44	
黒潮町	88	62	22	0	18	190	▲ 4	194	
町 村 計	1,099	670	305	0	754	2,828	13	2,815	11
市 町 村 計	3,099	2,647	989	698	1,855	9,288	37	9,251	14

Ⅲ 勤務条件の状況

市町村職員の勤務時間や休暇等の勤務条件については、労働基準法、地方公務員法などの地方公務員に適用される労働関係法令の定めを反しないよう、また、国家公務員の制度との均衡を失しないよう考慮し、それぞれの市町村において条例や規則で定めることとなっています。

1 勤務時間の状況

県内の全市町村の勤務時間は、週38時間45分であり、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、その勤務時間は月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分となっています。

また、一般的な職員の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで、休憩時間は午後0時から午後1時までとなっています。

2 年次有給休暇の取得状況（平成26年1月1日～12月31日）

年次有給休暇の取得推進については、広く国民を対象として国が定めている「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、平成32年の年次有給休暇取得率を70%（地方公務員においては年間14日取得）とする数値目標が設定されています。

県内市町村の年次有給休暇の取得状況は、次のとおりです。

	平成26年	平成25年
市平均取得日数（11団体）	11.5日	12.2日
町村平均取得日数（23団体）	10.0日	10.7日
市町村平均取得日数	11.0日	11.7日

3 病気休暇制度の内容

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇です。

国は、平成23年1月1日から病気休暇の上限期間を90日としています。

県内の市町村の病気休暇制度は、次の表のとおりであり、国と同様に上限が「90日以内又は3月以内」であっても、特定の疾患により病気休暇を取得することができる期間を延長する特例を設けている団体が多い状況にあります。

上限が「90日以内又は3月以内」を上回る団体や特例を設けている団体については、国や他の地方公共団体との均衡の観点から見直しが求められています。

病気休暇制度の内容

(平成27年4月1日現在)

	90日以内又は 3月以内 【国と同等】	120日以内又は 4月以内	150日以内又は 5月以内	180日以内又は 6月以内	結核性疾患の 特例	その他特定の 疾患の特例
高知市	○				○	○
室戸市	○				○	
安芸市	○				○	
南国市	○				○	
土佐市	◎	←		(○)	○	◎
須崎市	○				○	○
宿毛市	○				○	
土佐清水市			○			
四万十市	○				○	○
香南市	○				○	○
香美市	○					
市 計	10	0	1	0	9	5
東洋町	○				○	
奈半利町	○				○	
田野町	○					
安田町	○					
北川村	○					
馬路村	○					
芸西村	○				○	
本山町	○				○	○
大豊町	○					
土佐町	○				○	○
大川村	○				○	
いの町	○				○	
仁淀川町	○				○	
中土佐町	○				○	
佐川町	○				○	
越知町	○				○	
橋原町	○				○	
日高村	○				○	○
津野町	○				○	
四万十町	○				○	
大月町		○			○	
三原村	○				○	
黒潮町	○				○	○
町 村 計	22	1	0	0	18	4
市 町 村 計	32	1	1	0	27	9

◎前年度からの変更状況

4 特別休暇の状況

特別休暇は、職員が勤務しないことが相当である特別の事由に限って認められる休暇です。

県内の市町村の主な特別休暇は、次の表のとおりであり、国に制度のある特別休暇を導入していない団体、国の制度における付与日数より多い日数を設定している団体、国に特別休暇としての制度のないものを設けている団体があります。

国や他の地方公共団体との均衡を欠いている特別休暇については、見直しが求められます。

区分	国の制度	市町村の状況
公民権行使	必要と認められる期間	全団体 国と同じ
官公署への出頭	必要と認められる期間	全団体 国と同じ
ドナー休暇	必要と認められる期間	全団体 国と同じ
ボランティア休暇	5日以内	三原村のみ 制度なし
結婚休暇	連続する5日以内（週休日等を含む。）	20団体 期間が国と異なる
産前休暇	産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内	24団体 期間が国と異なる
産後休暇	産後8週間まで	2団体（四万十町、黒潮町） 期間が国と異なる
保育時間	生後1年に達しない子 1日 2回それぞれ30分以内（やむを得ない場合は連続取得可）	7団体 期間、対象が国と異なる
妻の出産	出産に係る入院等の日から産後2週の間で2日以内	15団体 期間が国と異なる
育児参加	産後8週間以内の子又は小学校就学前の子 出産予定日の6週間（多胎の場合は14週間）前から産後8週の間で5日以内	3団体（須崎市、土佐清水市、四万十市） 制度なし
子の看護	小学校就学前の子 5日（子が2人以上の場合は10日）以内	高知市のみ 期間、対象が国と異なる
短期介護休暇	配偶者、父母、子、同居している祖父母、孫、兄弟姉妹等 5日（要介護者が2人以上の場合は10日）以内	土佐清水市のみ 制度なし
忌引休暇	配偶者、父母7日、子5日、祖父母3日等（週休日等を含む。）	21団体 期間が国と異なる

	父母の追悼	父母（死亡後15年以内に限る。） 1日以内	11団体 期間、対象が国と異なる
	夏季休暇	連続する3日以内	14団体 期間が国と異なる
	現住居の滅失等	連続する7日以内（週休日等を含む。）	全団体 国と同じ
	災害・交通機関の事故等	必要と認められる期間	全団体 国と同じ
	退勤途上の危機回避	必要と認められる期間	3団体（高知市、土佐市、宿毛市）制度なし
国制度なし	リフレッシュ・永年勤続休暇		13団体（高知市、安芸市、南国市、土佐市、土佐清水市、東洋町、本山町、土佐町、いの町、中土佐町、日高村、津野町、四万十町）制度あり
	地域各種行事		梶原町のみ 制度あり

5 介護休暇の取得状況（平成26年度）

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇です。（介護休暇の取得の間は、給与を減額します。）

介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内（高知市にあっては、1年以内の制度になっています。）において必要と認められる期間取得することができます。

平成26年度の介護休暇の取得状況は、次のとおりです。

（単位：人）

区分	介護休暇 取得者数	介護休暇承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	2	1		1			
女性職員	5	2		1	1	1	
計	7	3		2	1	1	

6 育児休業・部分休業・育児短時間勤務の取得状況（平成26年度）

（1）育児休業

育児休業は、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで取得することができます。

平成26年度に新たに育児休業を取得した職員の状況は、次のとおりです。

（単位：人）

区分	育児休業取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月 以下	1年6月 超え2年 以下	2年超え 2年6月 以下	2年6月 超え
男性職員	5	3	2				
女性職員	146	12	69	34	17	7	7
計	151	15	71	34	17	7	7

（2）部分休業

部分休業は、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1日の勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で取得することができます。

平成26年度に新たに部分休業を取得した職員の状況は、次のとおりです。

（単位：人）

区分	部分休業取得者数	部分休業承認期間					
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え
男性職員							
女性職員	32	20	8		1	3	
計	32	20	8		1	3	

(3) 育児短時間勤務

育児短時間勤務は、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、小学校就学の始期に達する日まで、いくつかある勤務の形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができます。

平成26年度に新たに育児短時間勤務を取得した職員の状況は、次のとおりです。

(育児短時間勤務を導入している市町村：21団体)

室戸市、安芸市、南国市、土佐市、宿毛市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、北川村、馬路村、芸西村、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、橋原町、日高村

(単位：人)

区分	育児短時間勤務 取得者数	育児短時間勤務承認期間			
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え
男性職員					
女性職員	2	1			1
計	2	1			1

IV 福利厚生事業の状況

「福利厚生事業」とは、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生を目的として、実施している事業です。

地方公共団体が実施する福利厚生事業については、『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）及び『地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針』（平成18年8月31日付け総務事務次官通知）に基づき、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施するとともに、人事行政運営等の状況の公表の一環として事業の実施状況等を公表することに努めてきました。

県内の市町村の職員互助会等への公費支出額については、平成27年度予算において、約68%削減（対16年度決算比）されています。

（単位：千円）

16年度 決算	17年度 決算	18年度 決算		22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 決算	27年度 予算
534,722	488,370	234,448		210,511	189,036	186,923	180,086	174,682	173,019
対前年 度比	▲8.7%	▲52.0%		▲6.8%	▲10.2%	▲1.1%	▲3.7%	▲3.0%	▲1.0%
対16年 度比	▲8.7%	▲56.2%		▲60.6%	▲64.6%	▲65.0%	▲66.3%	▲67.3%	▲67.6%

県内の市町村別の一覧は、次ページの「互助会等への公費支出状況・福利厚生事業の公表状況」とおりです。

公費を伴う個人給付事業は、県内の全ての市町村が見直しを行っています。

個人給付事業とは、個人に対する現金給付のみならず、品物や施設利用の割引等の間接的な給付も含まれています。

県内の市町村の首長部局における「公費を伴う主な個人給付事業実施状況」については、25ページのとおりです。

互助会等への公費支出状況・福利厚生事業の公表状況

	互助会等への公費支出額 (単位:千円)			会員一人当たりの公費支出額 (単位:円)			公費率			公表の有無 (H27.9.30現在)	
	16年度 決算	26年度 決算	27年度 予算	16年度 決算	26年度 決算	27年度 予算	16年度 決算	26年度 決算	27年度 予算	平成25年 度事業	平成26年 度事業
高知市	121,863	36,952	32,720	33,870	13,570	11,842	50.6%	33.5%	31.3%	○	○
室戸市	17,258	4,760	4,766	55,671	19,350	19,776	70.7%	50.0%	50.0%		
安芸市	18,320	5,634	6,167	51,751	20,339	22,183	70.7%	50.0%	50.0%	○	○
南国市	30,077	8,687	8,574	59,323	20,782	20,561	72.2%	50.0%	50.0%		
土佐市	30,516	11,639	10,963	55,585	22,044	21,042	68.2%	46.2%	46.0%	○	○
須崎市	17,945	6,075	5,824	53,092	21,774	21,101	70.3%	50.0%	50.0%	○	○
宿毛市	20,661	6,116	6,218	55,540	19,857	19,866	70.3%	50.0%	50.0%		
土佐清水市	20,069	6,236	6,273	54,094	20,247	20,635	70.3%	50.0%	50.0%	○	○
四万十市	39,756	12,652	13,094	55,525	21,017	21,679	63.5%	50.0%	50.0%	○	
香南市	25,347	8,654	8,935	55,830	21,107	21,793	69.9%	50.0%	50.0%	○	○
香美市	20,199	7,838	8,255	48,323	20,097	21,331	70.3%	50.0%	50.0%	○	○
東洋町	3,524	1,270	1,335	52,597	21,167	22,627	70.2%	50.0%	50.0%		
奈半利町	3,512	1,231	1,400	50,899	21,224	23,729	70.7%	50.0%	50.0%		
田野町	3,039	938	950	58,442	19,143	19,792	73.7%	50.0%	50.0%		
安田町	3,322	1,185	1,227	49,582	20,789	21,526	72.5%	50.0%	50.0%	○	○
北川村	2,266	886	1,004	47,208	20,605	23,349	70.5%	50.0%	50.0%	○	○
馬路村	2,630	984	1,038	53,673	20,936	21,625	70.2%	50.0%	50.0%	○	○
芸西村	3,357	1,214	1,155	47,957	19,902	18,629	70.3%	50.0%	50.0%	○	○
本山町	9,060	3,856	3,994	50,333	21,542	22,066	70.3%	50.0%	50.0%		
大豊町	5,362	2,063	2,076	48,745	20,838	20,554	70.3%	50.0%	50.0%	○	○
土佐町	4,794	2,125	2,173	51,548	12,213	12,782	70.3%	52.8%	52.8%		
大川村	1,657	469	470	55,233	21,318	21,364	72.9%	50.0%	50.0%	○	○
いの町	26,088	9,533	10,204	48,854	20,457	21,757	76.8%	52.8%	52.6%	○	○
仁淀川町	10,559	3,391	3,709	49,807	20,932	23,037	70.3%	50.0%	50.0%	○	
中土佐町	8,873	2,834	2,931	50,994	20,536	20,936	70.3%	50.0%	50.0%	○	
佐川町	13,474	4,471	5,105	56,613	19,439	21,910	65.3%	50.0%	50.0%		
越知町	6,540	2,401	2,449	54,050	21,248	21,296	55.1%	50.0%	50.0%	○	
梶原町	6,282	1,974	2,175	55,593	18,278	19,079	73.0%	50.0%	50.0%	○	○
日高村	4,216	1,429	1,516	53,367	21,328	22,294	70.3%	50.0%	50.0%		
津野町	7,139	2,363	2,509	50,631	20,912	21,629	70.2%	50.0%	50.0%	○	
四万十町	20,269	6,247	5,087	51,575	21,105	16,900	70.3%	50.0%	50.0%	○	○
大月町	10,686	3,400	3,551	53,430	20,359	20,645	70.4%	50.0%	50.0%		
三原村	2,719	986	963	53,314	20,979	20,489	70.2%	50.0%	50.0%	○	○
黒潮町	13,343	4,189	4,209	53,372	21,372	21,808	70.3%	50.0%	50.0%	○	○
合 計	534,722	174,682	173,019	47,204	20,200	20,636	69.5%	49.6%	49.5%		
対前年度比		▲3.0%	▲1.0%		▲4.0%	2.2%				23	18
対16年度比		▲67.3%	▲67.6%		▲57.2%	▲56.3%					

※合併団体については、旧市町村の数値を合算しています。

(職員に対する福利厚生事業調査の結果)

公費を伴う主な個人給付事業実施状況

団体名	平成16年度											平成27年度												
	結婚祝金	出産祝金	入学祝金	本人弔慰金	退会給付金等	災害見舞金	医療費補助(本人)	入院・傷病見舞金	人間ドック助成	永年勤続給付等	保養施設利用助成	レクリエーション活動助成	結婚祝金	出産祝金	入学祝金	本人弔慰金	退会給付金	災害見舞金	医療費補助(本人)	入院・傷病見舞金	人間ドック助成	永年勤続給付等	保養施設利用助成	レクリエーション活動助成
高知市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									●				●
室戸市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
安芸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○	◆		○	
南国市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	◆
土佐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○			○	
須崎市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
宿毛市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
土佐清水市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
四万十市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
香南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○			○	
香美市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
東洋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○			○	
奈半利町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○			○	
田野町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
安田町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
北川村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
馬路村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
芸西村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○			○	
本山町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
大豊町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
土佐町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
大川村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
いの町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
仁淀川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				◆	◆				○			○	●
中土佐町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
佐川町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
越知町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
梶原町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
日高村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
津野町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
四万十町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
大月町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
三原村	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
黒潮町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○									○			○	
合計	34	34	34	34	8	34	34	34	34	34	34	16	0	0	0	1	1	0	0	0	34	1	33	3

※個人給付事業とは、個人に対する現金給付のみならず、品物や施設利用の割引等の間接的な給付も含んでいます。

※合併団体は、旧市町村のいずれかで実施していたものは該当ありとしています。

※平成27年度表の記載要領は、以下のとおりです。

○	共同互助会のみから給付のある項目
●	単独互助会のみから給付のある項目
▲	共同互助会、単独互助会双方から給付のある項目
■	単独互助会を介さない公費及び共同互助会双方から給付のある項目
◆	公費で直接給付される項目